

令和4年度ダムツーリズム推進業務委託仕様書

1 目的

本県内に位置するダム及びその周辺観光地等の情報を発信するとともに、周遊させる企画を実施することにより、観光誘客を図ることを目的とする。

2 委託事業名

令和4年度ダムツーリズム推進業務

3 委託業務の範囲

耳川流域に位置するダム及び流域に位置する市町村（日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村）の観光地等を中心に、地域の魅力を広く県内外に発信することで来訪意欲を醸成するとともに、周遊させるための複数の企画運営業務。

具体的な業務内容は以下のとおりであるが、さらに、本業務の委託費用の範囲内で、これ以外に効果を得られると考える企画がある場合は、積極的に提案すること。

(1) デジタルスタンプラリー企画

- ダム及び周辺観光地を周遊させるため、スマートフォン・タブレット等を活用したデジタルスタンプラリーの企画及びシステム構築を行うこと。
- 企画に伴う専用サイトの構築や維持管理、景品応募事務局業務、業務終了後の参加状況等の分析及び報告を含む。
- スタンプラリーの実施期間は、令和4年9月中旬から令和4年12月末までを予定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じ、期間の変更があり得る。
- スタンプラリーの参加者は、700名程度を想定している。

(参考)

実施年度	実施期間 (※)	参加者数
令和3年度	10月上旬から12月末まで	336名
令和2年度	11月上旬から1月末まで	305名

※新型コロナウイルス感染拡大により期間を変更して実施

- スタンプラリーのスポットについては、概ね20スポットを想定している。スポットは、関係市町村やダム管理者との意見交換を踏まえて決定すること。
- 景品については、抽選方式と先着方式を併用することとする。なお、景品表示法の規定に留意すること。

(2) 情報発信

- 対象地域のダム及び周辺観光地等の情報発信を行うこと。また、(1)の業務に係る情報発信を行うこと。
- メインターゲットは九州内とし、ターゲットを効果的に誘客するための提案を行うこと。
- 企画提案書には、情報発信の時期や媒体の詳細も明示すること。
- パンフレットは、令和2年度に作成したものを増刷予定であることから、新たに作成することは不要である。なお、県から配布行う分を除く2,000部程度について

は、効果的な情報発信に資する配布場所を提案することは差し支えない。

(県からの配布予定先)

- ①耳川流域の市町村及び観光協会
- ②ダム等施設管理者
- ③スタンプラリー企画のスポット

(3) その他

- ・事業実施前、事業終了後及び必要に応じ、県及び関係市町村等と意見交換を行うことから、出席できる体制を構築すること。なお、意見交換は対面で実施する予定であり、会議室については県が準備する。
- ・意見交換の際には、今後の宮崎県におけるダムツーリズム及びダム以外の公共土木施設を含むインフラツーリズムの推進について、積極的な提案を行うこと。

4 委託業務に関する経費の管理等

(1) 委託上限額

8,190,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

委託業務を実施するために必要な経費は、委託料の範囲内で受託者の負担にて支出する。

なお、委託経費は、履行までに要する全ての経費を含む。

(2) 次に掲げる経費は委託料に含まないものとする。ただし、事前に県と協議の上、了解を得たものについては、この限りでない。

- ① 備品(10万円以上の物品)の購入費
- ② 会議等での食糧費
- ③ 団体等へ加入するための負担金
- ④ 租税公課(消費税及び地方消費税を除く。)

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後、5年間保存すること。

- ・業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

5 著作権の取扱い

(1) 著作権者

本仕様書により作成された成果品の全ての著作権は、宮崎県に帰属する。

受託者は、納品する成果品について、著作権人格権を行使しないこととする。

(2) 権利関係の処理

- ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利(以下「第三者の権利」という。)を侵害することがないように業務を実施するとともに、成果物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、一切の責任を負うこととする。
- ② 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

6 成果品及び成果報告書の提出

次の成果品について、完成次第速やかに納品すること。また、全ての業務終了後、速やかに成果報告書を提出すること。加えて、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

○印刷物

指定の部数を納品すること。なお、納品場所は以下のとおりとする。

- ・宮崎県商工観光労働部観光推進課
- ・指定の配布場所（配布場所は提案によるほか、別途協議を行うものとする。）

○電子データ

電子データについて、CD-R、又は DVD-R にて納品すること。なお、広報等のために、必要な範囲内で県が複製、翻案等の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上著作権を県へ譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に県へ申し入れを行い、了解を得ること。また、著作権を譲渡できない写真・文章等の二次利用については、その都度県と受託者で協議する。

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
- (3) 本業務で得られた情報等については、県の許可なくして流用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、企画提案により請負業者が特定した後、実施主体との協議により変更することがある。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。